

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 31 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課

サンマリノからの食肉製品等の取扱いについて

標記については、「食品衛生法第9条第2項に基づく衛生証明書の取扱いについて」（平成30年7月31日付け薬生食監発0731第1号）により、サンマリノ政府によって発行された、オランダ、デンマーク及びドイツでと畜処理された豚肉を原料とした食肉製品等に添付される衛生証明書を受け入れることとしたことから、輸入届出がなされた際は、輸入者ごとに、初回輸入時及び定期的に現場検査を行うことにより、積極的に衛生実態の把握に努めるようお願いします。